

平成28年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

---

議事日程

平成28年12月1日（木曜日）午前9時05分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 第54号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第55号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第56号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 第57号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 第58号議案 幸田町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第59号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第60号議案 幸田町農業委員会の委員及び幸田町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 第61号議案 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第62号議案 幸田町下水道条例の一部改正について
- 第63号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第64号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
- 第65号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第66号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

- |            |           |            |
|------------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君   | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君   |
| 4番 鈴木重一君   | 5番 杉浦あきら君 | 6番 志賀恒男君   |
| 7番 鈴木雅史君   | 8番 中根久治君  | 9番 酒向弘康君   |
| 10番 大嶽弘君   | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君  |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 水野千代子君 |
| 16番 浅井武光君  |           |            |

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大須賀一誠君	副町長	成瀬 敦君
教 育	長	小野伸之君	企 画 部 長	桐戸博康君
総 務 部 長		山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長		大澤 正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長		近藤 学君	教育部長	小野浩史君
消 防 長		壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
総務部次長兼		都築幹浩君	住民こども部次長	志賀光浩君
総務課長			兼こども課長	
健康福祉部次長		山下明美君	健康福祉部次長	藪田芳秀君
兼福祉課長			兼健康課長	
環境経済部次長		鳥居栄一君	建設部次長兼	伊澤勝一君
兼産業振興課長			区画整理課長	
教育部次長兼		羽根淵闘志君	消防次長兼	長坂好雄君
学校教育課長			消防署長	
会計管理者		林 敏幸君		
兼出納室長				

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 牧野洋司君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第4回幸田町議会定例会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり諮問案件1件、単行議案10件、平成28年度補正予算3件、合わせて14件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべき努力をしたいと思っております。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

12月に入り、冬の気配も色濃くなり、一日一日と寒さが増してまいります。皆様にはくれぐれも御自愛くださいませ、議会に臨んでいただきたいと思っております。重ねてお願い申し上げます。

お諮りいたします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク社が取材のため議場内のカメラ撮影をされます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影を許可することに決定いたしました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

ことしの寒さは先週ごろから急に寒さが厳しくなっておりまして、いよいよ年の瀬、

師走に入ってきたなという感じがいたしております。何かと慌ただしくなっておりますけれども、よろしく願いをいたします。

本日、ここに平成28年第4回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、早朝より御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素より町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますと、敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問案件1件、幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを初めとする単行議案10件、平成28年度幸田町一般会計補正予算など補正予算3件、合わせて14件でございます。後ほど提案理由につきましては、その概要につきまして説明をさせていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議の上、御可決、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。また、一般質問につきましては9名の議員の皆様からの御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上に重要な質問ばかりでございますので、真摯に受けとめて、誠意をもって対応させていただきますので、よろしく願いをいたします。

ここで、2点御報告をさせていただきます。

1点目は、12月3日土曜日でございますが、愛・地球博記念公園にて愛知万博メモリアル第11回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が開催されます。幸田町も町村の部に参加し、9名の町の代表選手が出場いたします。当日は東海テレビで中継されますので、ぜひ応援のほど、よろしく願いをいたします。

2点目は、配付資料についてでございますが、去る10月24日にアイリス愛知で開催されました愛知県町村会の定期総会の資料と、11月16日にNHKホールにおきまして開催されました全国町村長大会の資料を本日お手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきますようよろしく願いをいたします。

以上、定例会開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成28年第4回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会をいたします。

開会 午前 9時05分

○議長（浅井武光君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のために出席を求めた理事者はお手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時05分

○議長（浅井武光君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第 1

○議長（浅井武光君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 127 条の規定により、本日の会議録署名議員を 5 番 杉浦あきら君、6 番 志賀恒男君の御両名を指名いたします。

---

日程第 2

○議長（浅井武光君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 12 月 22 日までの 22 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 12 月 22 日までの 22 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

---

日程第 3

○議長（浅井武光君） 日程第 3、諸報告を行います。

例月出納検査 7 月から 10 月分の 4 件、定期監査 3 件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり陳情が 2 件であります。これは、会議規則第 92 条の規定により、陳情第 8 号及び陳情第 9 号の 2 件を福祉産業建設委員会に付託をいたします。

以上をもって、諸報告を終わります。

---

日程第 4

○議長（浅井武光君） 日程第 4、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。議案書の 2 ページをお願いいたします。

今回、中根光子委員が平成 29 年 3 月 31 日をもって 2 期にわたる任期を満了することとなりますので、千田直美氏を新たに人権擁護委員として推薦するものでございます。千田直美氏は、幸田町大字菱池字荒田 3 9 番地 3、昭和 33 年 8 月 3 日生まれ、58

歳でございます。任期は、平成29年4月1日からの3年間でございます。

千田氏は、昭和54年度から平成22年度まで竹島小学校を初め5つの小学校と蒲郡中学校の教壇に立ち、蒲郡市内で教職員として32年間にわたり御活躍され、現在も非常勤講師として勤務されておられます。人格も高潔で人柄もよく、人権擁護委員として推薦をするものでございます。

議案関係資料は、1ページから3ページでありますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いをいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、諮問第1号の質疑を行います。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ただいまの町長の説明でいきますと、千田さんにつきましては、人格高潔で人柄もよくと、こういう説明がございました。そうしますと、町長自身がこの千田さんとお話をされたということが前提になるかというふうに思うわけですが、その中で人格高潔について、高潔だよと。まあ、これはどんな人事案件でも全部枕言葉として使われる、こういう内容であります。そこであなたが人格高潔だよという判断をされた内容は何なのか。そして人柄もよくというのは、どういう選択なりしてあなたの認識がそういうところに至ったのか説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は、10月7日に私のところに来ていただきまして面談をいたしました。お話の中でその人の人柄というのは、やっぱり言葉の中で出てくると思うんですね。そういうところで教員生活を長くやってこられて、子どもたちを指導する立場にあるということでその方が人格的にも長い間教員として生活されている、そういう意味で私はこれは立派に人権擁護委員として対応している方だというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 直接お話をされたら、そういうところから受けとめられたということですが。ただ、そうしたときに、職業によって長く教職員をやられておられたら。職業によってその人柄あるいは高潔さというものが判断されるのかと、こういうふうに私は今の町長の答弁を聞いて、職の内容によってその人がかなえの軽重が問われるよ、そういう選択なり判断ですよというふうな受けとめ方もできるわけですが、そこら辺は町長自身は職業の問題なのかどうなのかということなんです。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は、職業でそれをどうこうなんていうことは一切思っておりません。その人その人の人柄、やはり話してみれば、目を見れば、その人がどういうような人だというのは私自身に伝わってくるものがあるということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 自分の言った言葉に責任を持っていただきたい。私はそういうことじゃないよということ言われた。あなたの説明の中では教員を長くやってこられたよ、こういうふう言われた。つまり、職業によってその人の価値なりを判断をするんだよというふうに受けとめられる。あるいは、そういうことをあなたが全面に出して、この職業についているから人格も高潔で人柄もよくと、こういうところに単略的に結びつけられたかなと、こういうふう思うわけですが、そこら辺はどういうふう思うか。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 何か非常に妙な形でお話をされるんだけど、私はそんなことを思っておりません。職業がどんな仕事でありましても、その人が一生懸命人権擁護委員としてやられる、そういう姿勢が見えれば、それはそれで結構なことであります。ただ、一つの例としてこの方は教員を長くやってこられて、そういう意味で申し上げただけの話でございますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。  
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、諮問第1号の質疑を打ち切ります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号の会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております諮問第1号について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決の方法は、起立によって行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案に異議なき旨、答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案に異議なき旨、答申することに決しました。

---

日程第5

○議長（浅井武光君） 日程第5、第54号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、第55号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、第56号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について以上の3件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案第54号から56号議案までの3件につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案書3ページをお願いいたします。

第54号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからでございます。

改正の概要につきましては、第1条関係で、平成28年12月の期末手当の支給割合を、100分の165から100分の175とし、第2条関係で、平成29年6月の期末手当の支給割合を、100分の150から100分の155とし、12月の期末手当の支給割合を、100分の175から100分の170に改めるものであります。

施行期日は、第1条関係を公布の日、第2条関係を平成29年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の期末手当の規定につきましては、平成28年12月1日から適用するものでございます。

議案関係資料につきましては、4ページから6ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、第55号議案、議案書の5ページでございますけれども、幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、第1条関係で、平成28年12月の期末手当の支給割合を、100分の165から100分の175とし、第2条関係で、平成29年6月の期末手当の支給割合を、100分の150から100分の155とし、12月の期末手当

の支給割合を、100分の175から100分の170に改めるものであります。

施行期日は、第1条関係を公布の日、第2条関係を平成29年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の期末手当の規定につきましては、平成28年12月1日から適用するものであります。

議案関係資料は、7ページから9ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

第56号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、第1条関係で、別表第1及び別表第2を国家公務員の俸給表に準じ給料表を改正し、再任用職員等を除く職員の平成28年12月の勤勉手当に係る支給割合を100分の80から100分の90に、再任用職員の勤勉手当に係る支給割合を100分の37.5から100分の42.5とし、第2条関係で、再任用職員等を除く職員の平成29年6月以降の勤勉手当の支給割合を、100分の90から100分の85に、再任用職員の平成29年6月以降の勤勉手当の支給割合を、100分の42.5から100分の40とし、配偶者に係る扶養手当の月額13,000円を、段階的に6,500円に、子に係る扶養手当の月額6,500円を段階的に10,000円に、子や父母等に係る扶養手当のうち、配偶者のいない職員に対する特例を段階的に廃止し、その他、字句の整理を行うものでございます。

施行期日は、第1条関係を公布の日、第2条関係を平成29年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の別表第1及び別表第2の規定につきましては、平成28年4月1日から適用するものでございます。

議案関係資料につきましては、10ページから31ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、よろしく可決賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いをいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第54号の議案の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の議会の議員の期末手当の引き上げでありますけれども、これは人勧に準じて0.1月引き上げるというものでございます。これによってどれぐらいの増額になるのか、総額についてお答えがいただきたいと思っております。



○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 影響額という御質問でございます。影響額につきましては、7万7,900円ということになります。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これは、議員16人、議長、副議長、それから委員長、議員ということで、それぞれ月額報酬が異なるわけでございますが、その人数配分に基づいて算定をした総額、影響額ということで理解してもよろしいかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） そのとおりでございます。

○議長（浅井武光君） 丸山委員の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第55議案の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 同じくこの55号議案につきましても、町長並びに副町長の期末手当の0.1月引き上げるものがございます。人勸に準じてということもございますが、これに係る総額は幾らの影響額になるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 影響額でございます。町長につきましては12万4,700円、それから副町長が9万7,150円で、ちなみに教育長、副町長に準ずるということがございますので、教育長におきましては7万4,400円という影響になります。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、第55議案の質疑を打ち切ります。

次に、第56号議案の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） まず、56号議案の関係で、初めに私はちょっとよく存じないものがありますのでお尋ねしたいと思います。

議案関係資料の10ページの（3）に改正の概要というのがありますが、その給料表の改正の第1条関係でお尋ねをさせていただきたいと思います。

1点目につきましては、給料表の行1、行2に分かれておりますが、末尾に再任用職員欄があります。在職する町職員の数とその属する等級について一つ教えていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 再任用の質問でございます。再任用職員につきましては、行政職1の末尾に再任用職員ということで1級から7級で規定がしてございます。本町の現在の再任用職員につきましては、課長級で退職された職員につきましては、6級以下ですね、6級以下の状況で退職された職員につきましては2級を採用してございます。それから、7級の部長級で退職された職員につきましては3級の額を適用してございます。現在の再任用職員につきましては短期の再任用職員、週4日ということでございますので、週5日間のうちの4日ということでこの給料表の単価の5分の4が月額という解釈をしていただければ結構かと思えます。それと、人数につきましては、現在8名の再任用職員がおります。その8名につきましては、6級以下の職員全て8名が6級以下ということでございますので、8人とも2級の給料表で採用しております。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 今、8名の再任用職員の関係は所属すると。その等級については2級ということでありました。そこで、ちょっとお尋ねしたいのですが、この格付に当たりましてはどのような根拠的なものとか、そういうものがありましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 基本的には一般職員と同等の事務はできます。ただ、大きな違いといいますと、手当関係で扶養手当、住居手当それから退職手当が支給されないという違いはございますけれども、また再任用職員が議案立案をして仕事を進めるということも可能ですし、一般職員と同等の処遇ということでございます。人事担当としては退職されたOBでございますので、部下への助言等をしていただけると下の者が成長するのかなという認識はあります。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 引き続き、もう一点ちょっとお願いしたいと思えますが、本件について、民間では定年制延長ということで65歳ぐらいまで雇用ということになっている事例も聞くところでもあります。再任用期間につきましては、目安ないしは定めだとか、そういうものがありましたら教えていただきたいと思えますし、それが例えば任用期間が終わったとした場合、もし優秀な方が見えたりなんかした場合は延長というのはいり得るのかどうか、その2点について改めてお尋ねしたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 再任用職員の、済みません、期間につきましては、基本的には1年でございます。ただ、その勤務状況を見て成績が良好であれば、再度引き続き更新ができるということであります。それから、年齢のマックスにつきましては、65歳がマックスであります。基本的には再任用職員につきましては、年金受給できる期間というのを基本としておりますので、運用上は3年あたりで一度線を切っているという状況であります。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 65歳までのものを一つはマックスということの押さえの中で、考え方としては運用上年金受給年齢に至るということをちょっとおっしゃいましたが、先ほどお尋ねする中でその期間延長というのはあり得るのかどうかということ、改めてそこではお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 基本的には65歳以降はできないというふうに解釈しております。先ほど3年と申しましたけれども、勤務成績を見て4年目、5年目ということもあり得るということでもあります。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） では、もう一点別の面ですが、同じく10ページの（3）に扶養手当の改正（第2条関係）があります。配偶者の扶養手当というのが平成30年以降は現行の2分の1に、この扶養手当につきましては、現行の約1.5倍ということで引き上げられる。その片方を上げ片方を下げるという形ではありますが、そうした背景というのはどのようなものがあるのか、もし御存じだったら教えていただきたいと思いますが。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 配偶者の扶養手当の減額の背景ということでございますけれども、この背景については人事院の総裁の談話がございまして、その中には社会全体として共働き世帯が片働きの世帯より多くなっている状況、女性の就労機会が拡大している状況、そういった大きな変化が生ずる中で配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあるということでもあります。それから、公務においても配偶者を扶養する職員の割合が減少傾向にある、そういった状況。それと、近年、配偶者に係る手当の見直しを行った事業所の約半数において、配偶者についての特別の取り扱いをする必要がないのではないかとという方法で探られているという状況はあるということでもあります。したがって、配偶者に係る諸手当につきましては、他の扶養手当と同額程度まで減額することが適当であるという判断をしているということでもあります。そして、その減額した原資を子育て経費のほうに回すべきという判断から、子にかかる扶養手当を6,500円から1万円に増額するという内容、内容的にはあめとむちというような内容だと思います。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

ほかに。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 同じく配偶者手当についてお尋ねしたいと思います。11月18日に開かれました総務教育委員の協議会資料にもございますけれども、この配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額ということで、それによって生ずる原資を用いて子に係る手当額を引き上げるというものでございますけれども、これによって幸田町での職員の実態はどのようになるのかということでございます。現在、正

規職員の中で配偶者手当が支給をされている職員、あるいはこれによってどのようになるのかということでもあります。また、子どもにつきましてもどのようになるのか、それぞれ試算がしてありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 扶養手当の職員の実態ということでございます。今現在の状況で申し上げますと、配偶者の扶養手当をいただいている職員というのは88名おります。それから、第1子の子どもとして手当を出しているのが104名、第2子が88名、それから3人目の子どもさんでもらっている職員が29名、4人子どものいる職員が3名おります。こういった状況で配偶者の扶養手当につきましては、影響額は現在114万4,000円を支給しているわけですが、これが半減いたしますので57万2,000円のマイナスになります。それから、第1子については35万円のプラス、それから第2子については30万8,000円のプラス、第3子は10万1,500円プラス、それから第4子については1万500円のプラスということになります。基本的には今回の見直しにつきましては、子どもさんを2人以上扶養していればプラスに手当はなるはずでございます。配偶者の扶養手当をいただいている世帯においても、半減するもののお子さんが2人いれば手取りとしてはプラスに転じるということになります。いろいろなモデルケースというのが、当然、配偶者の奥様のみ扶養している職員については半減いたしますので、これはまともにマイナスということになりますけれども、この職員が今現在の状況でいきますと22名でございます。ほかのモデルケースでいきますと、お子様2人の場合にはプラスになります。それから、配偶者と子どもさん1人ではマイナスということで、基本的には子どもさんを2人扶養しておればプラスになるという解釈をしていただければ結構かと思えます。ちょっと済みません、説明がうまくできませんが、そういう状況であります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いわゆる、あめとむちと言われましたように、人勧では少子化対策の一環として配偶者手当を半減をするということで、その浮いた財源で子どもに手当をプラスしましょうよということになります。しかしながら、この手当につきましてもそうでありますが、所得税におきましては年少扶養控除がなくなってしまうというような、こういういろいろな意味で税控除の関係あるいは手当の関係を総合的に見ますと、今回の人勧による手当の関係で言えばマイナスに転じる、このことが明らかになったのではないかなというふうに思うわけですが、子育て世帯に対して少子化の一環だというものの全体的に言えば、これは職員給与の引き下げにほかならないというものではないかなというふうに思いますが、その点についてはいかがかということでございます。幸田町におきましては、全体としてはちょっと子どもの数が多ければプラスになるけれどもというようなことで、全体としては増額に転じるというようなことが出たわけですが、しかしながら、こうした配偶者手当を減額をしてその原資をということについては、とても賛成できるものではないというふうに思いますし、子どもに手厚くというなら少子化対策としてきちんと手当すべきだというふうに思うわけですが、その点について現状としては、実態として金額がそれぞれ言われ

ましたけれども、トータルして影響額は幾らになるのかということでございます。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） トータルの影響額とはということでございますけれども、この影響額について段階的に措置していくわけですが、今現在の状態で子どもさんを1万円にした場合の影響額としては、2,220万プラスということになります。それから、ちなみに段階的の配偶者扶養手当が1万3,000円から段階的に減額されて、子どもさんも6,500円から8,000円、1万円というふうに段階的に措置していくわけですが、その間の中間年の影響としては73万8,000円という計算になります。

以上であります。プラスです。

○議長（浅井武光君） 丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの再任用の関係で、企画部長の答弁はいかかなものかなという率直な考えを持ちました。その再任用の関係であなたの答弁は、退職OB職員であり部下への助言を期待する面もありますよと、こういう趣旨の答弁されましたよね。それを考えますと、そうするとかさぶた論になりませんか。かさぶたというのは言い方が悪くていかんけど、退職職員は再任用されようとされまいと、その時点で現職の職員でなくなるわけですよ。現職の職員でなくなって、その経験が活かされる。活かされたことによって再任用の中でその活かされた才能が部下への助言ができるよといったら、まさにかさぶたでしょうが。かさぶたがかさぶたである限り、新しい顔は生えてきませんよと、こういうことなんです。そういう認識はいかがですか。OBが退職後再任用されて、ああでもないこうでもないといって、これは助言だといって口出しをするということもあなたは期待をするという認識でおられるのかどうなのか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） かさぶたとは全く思っておりません。やはり、OB風を吹かすというのは、現職の職員にとっては非常にやりにくい状況であります。それは決してやっつけられないというふうに私は認識しております。ただ、事務上の例えば現職の職員が悩んでいるとかそういったときにヒントを与えていただくと、現職の職員が成長するのかと、そういう意味合いで申し上げたものでありまして、決してOB風を吹かせて部下を育ててほしいという意味合いで申したわけではございません。

以上であります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は別にOB風を吹かすか吹かすじゃないではなくて、あなたが答弁の中で退職OBであり部下への助言を期待する面もございますよという点は、それがOBの風を吹かすとか吹かさないとかいうことじゃなくて、そういう口出しができる機会を設けていること。それから、もう一つは、そういう口出しを期待をするという認識や感覚はいかかなものかなということなんです。組織には組織のルールがあるわけですよ。一旦定年退職をしてその組織のルールから外れて再任用になったら、またそのルー

ルの中の一角に占めてくるという点からいくと、私はいかがなものかなというふうに思います。それは私自身が現役のころに現場で経験した内容ですが、極めて個性の強い課長が退職をされて再任用というような言い方はしておりませんが、来てね、ああでもない、こうでもないという小うるさかったんよ。しかし、多くの職員はみんな横を向いてるわけですよ。横を向いて、彼はもう居づらくなって一応1年というのが半年もたたずにやめたという点からいくと、そういう点で期待をされるという点でいきますと、OB風を吹かすとか吹かさないというよりも経験を生かすことを期待しておりますよという点では、そういう素地をつくっていくことになりませんかということなんです。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 済みません、私の説明が下手くそで申しわけございません。そういう意味合いではなくて、例えば現職の職員が悩んだときに、やはりそういった経験を聞いたときに、できれば部下に、例えばの話で俺がやっているときはこういうふうなことをやったよとか、そういったようなヒントを与えていただけると組織が円滑にいくのかなというふうには思って発言させていただきました。済みません。別に変な意味で発言したわけではございませんので御理解いただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 幸田町の退職される職員はみんな優秀な方ですね。まさに人格高潔な人物でと、そういうことだね。そういう点で、一つは十人十色なんです。私どももいろいろな経験をしてきた中で、個性の強い人はその個性は退職後も発揮されてくる、それは当たり前のことですよね。そうしたことで職場の中で要らぬ混乱を起こすというような形がないように、再任用は再任用として分をわきまえてくれというのはきちんと組織のルールとして確立をし、その中で何か困ったときに、おい、ちょっと知恵をかせてくれと。そういう職場の雰囲気づくりというものを出示していただきたい。それは、一つは、そういうものをずっとやっていくと、俺は昔とった杵柄でこうだよというのはまさにOB風を吹かすので、そういう点でいけばやっぱり現在の組織ルールはルールとしてきちんと守りながら、その組織から外れたとは申しませんがその組織ルールの中に入り切れない人たちの経験を生かしていくという点は、これは大いに結構だけれども、そこから辺の対処の関係は現役の管理職がきちんと対処すべきだよということを申し上げて、次に入ります。

先ほど、あなたも扶養手当の問題あるいは子どもの手当の問題については、あめとむちですと。まさにそのとおりですよ。配偶者手当を減らして子どもの扶養手当を増額する、まさにあめとむちであって、なぜそういう駆け引きといいますか交換をしなければならない。これは人勧がそのようにやっているのだから人勧のコピーという形で対応されるけれども、そうした点でいろいろな矛盾が私はあると思うんですよね。そういうことも含めていくなれば、女性の社会的進出だと、あるいは子育てで少子化減少に歯どめをかける、そのためにも2人以上の子どもを産んでくれと。そんなの大きなお世話だ。大きなお世話で、馬面にニンジンじゃないけれども、鼻面にそういう手当をやって、さあ、どうだどうだというのは邪道だと。もっと根本的に、これは人勧という形でいけば国の政府だ。政府の政策として馬面にニンジン、あめとむちというようなやり方ではなくて、

私はもっとオーソドックスにきちんと手当として改正すべきだと。片一方を削って、片一方をふやして、その財源が右から左へという点でいけば、私はこの関係からいけば毒まんじゅうだと。こういうことになりかねませんか。まさにあなたも言われているように、あめとむちですよ。あめとむちというものに乗っかって人勧が決めたことだからという形でやられるというのは、私はいかがなものかなと。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 今、あめとむちというお言葉がありましたけれども、実際には人事院勧告に準じて私どもは対応をするわけでございます。今の時代は地方分権という言葉が大分薄れておりますけれども、地域で自立してやっていけということを国は言うておきながら、そういった人勧で制約をするという、ちょっと私個人的には歯がゆい気持ちがあります。地域で自立という意味でいけば、自由にいろいろなことを考えていていいのかなという感触はございますけれども、ただ、いかんせん条例、規則というものがございまして。この条例、規則については、国のほうから準則改正例というのが来ます。町独自で進めていった場合に、そこら辺の国と地方のふぐあいというのが必ず生じてくると思いますので、国のこの人事院勧告に従わざるを得ないのかなということもあります。それから、愛知県も独自の人事委員会で勧告して、愛知県は独自に動いておりますけれども、地方の職員についてはお国の職員のように例規上賢い職員はなかなか浅く広くの仕事をやっておりますので、そういった職員もなかなかおりませんので、できればそういった面で国に準じて行っていききたい、そういう考えであります。

それから、済みません、先ほど丸山委員の質問の中で影響額で、扶養手当の影響額全体で2,220万と私が申し上げたと思いますけれども、1桁違っております、222万円でございました。済みません、訂正させていただきます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 大盤振る舞い結構じゃないかということですが。それと、もう一つは、この職員の給与に関する条例という点でいけば、これは働く職員の労働条件の変更であります。そういった点からいけば、何よりも当事者間で十分で必要な協議がされて労使が円満に合意をする。そして、幸田町のルールでいきますと、合意すれば確認書を交わすという形でなければならないと。これは幸田町も歩んできた歴史の中で、労働組合と合意せずに勝手に議会上げて、議会の多数決で押し切っちゃったと。そういう点で、労働争議が随分発展はしたという点もある。そういう中で、教訓を組まれたというふうに思う。あくまでも労働条件の変更は、対応する労使間の必要にして十分な協議と合意がなければならないというふうに思うわけです。そこら辺はいかがですか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（桐戸博康君） 労働組合の関係の御質問でございます。労働組合とは、まず団体交渉という形で11月10日木曜日に行っております。その交渉の中では、子どもの扶養額が1万円に上がることについては大変ありがたいという御意見はいただいております。ただ、その交渉の中で配偶者の扶養手当につきましては、別段意見はなかったということでもあります。それで、確認書の関係でございますけれども、団体交渉の中で人事院勧告の内容等を説明させていただきまして、今定例会に提案する議案として了承す

るという内容の確認書を11月17日に交わしております。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） なければ、以上で第56号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前11時08分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております第54号議案、第55号議案及び第56号議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより、ただいま議題となっております3議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） ただいま提案されております第54号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する一部改正について、第55号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、同じ内容でありますのであわせて討論をいたします。

人事院勧告による職員給与の引き上げに伴い、それに準じて議員、町長等の期末手当を0.1カ月人勧と同様に引き上げを行うと判断したことに対し、反対するものであります。

そもそも議員や町長等の特別職の報酬は、職員給与に引きずられて上げたり引き下げたりするような性格のものではありません。町財政が厳しいと町民には、児童クラブ、町民会館、下水道、農業集落排水の使用料を引き上げる条例提案をしながら、町民に負担を押しついたりすることを図りながら、みずからの期末手当の引き上げを年間合わせて102万4,150円の引き上げを行うことは、町民に到底理解が得られるとは思いません。よって、反対するものであります。

次に、第56号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。町職員の賃上げが民間賃金の引き上げにつながることで、労働者の所得をふやすことが景



気回復になることを考えれば、平均0.2%を引き上げることは賛成であります。しかしながら、この条例で提案されております配偶者手当を月1万3,000円から6,500円に半減させるための実質所得は減額となる見込みということが明らかになりました。しかも、配偶者手当を半減した財源で給与増額、子どもの扶養手当を増額するなどあります。人勸は少子化対策の一環といいますが、配偶者手当削減ありきに対して反対するものであります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。  
賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。  
次に、原案反対の方の発言を許します。  
反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、採決をいたします。  
採決の方法は、起立によって行います。

まず、第54号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。  
起立多数であります。

よって、第54号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第55号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。  
起立多数であります。

よって、第55号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第56号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。  
起立多数であります。

よって、第56号議案は、原案どおり可決されました。

---

## 日程第6

○議長（浅井武光君） 日程第6、第57号議案から第66号議案までの10件を一括議題

といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案の第57号議案から63号議案までの7件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書19ページからでございます。よろしくお願ひいたします。

第57号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、工場立地法の一部改正に伴い、工場立地に関する準則制定の権限が、県から町に移譲されることとなったため、趣旨規定の根拠から愛知県事務処理特例条例を削るものであります。

施行期日は、平成29年4月1日でございます。

議案関係資料は、32ページから33ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

第58号議案 幸田町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、幸田町民会館使用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、幸田町民会館におけるさくらホール、あじさいホール、さくらホールのホワイエ・楽屋及びリハーサル室につきましては、午前・午後・夜間・全日の各利用区分において、使用料の改定をお願いさせていただくものでございます。

さくらホールに係る施設につきましては、これまでの使用料に対して3,900円から1万7,300円の値上げとなり、おおむね1.3倍に、あじさいホールにつきましては1,400円から6,200円の値上げとなり、おおむね1.5倍の改定をさせていただくものでございます。

また、これまで、利用内容が営利を目的とする場合または入場料が1,000円を超え3,000円以下を徴収する場合は、1.5倍に相当する額を、3,000円を超えて徴収する場合は、2倍に相当する額としていたものを、入場料等が1,000円を超えて徴収する場合は、全て2倍に相当する額とさせていただくものであります。

さらに、さくらホール及びつばきホールにおきましては、これまでリハーサル、練習及び準備のために使用する場合の使用料が10分の3と同じ割合であったものを、リハーサルで使用する場合は10分の5、練習及び準備のために使用する場合は、これまでどおり10分の3に相当する額と区分を設けさせていただくものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日からでございます。

なお、改正後の本条例の規定につきましては、平成29年4月1日以後に利用許可を受けた者について適用させていただき、同日前に利用許可を受けた者につきましては、改正前の使用料とさせていただくものでございます。

議案関係資料につきましては、34ページから36ページでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案書25ページをお開きいただきたいと思います。

第59号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事業手数料の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、幸田町手数料徴収条例別表第1（第3条、第4条関係）中「放課後児童健全育成事業手数料（放課後児童クラブの手数料）」について、現在利用児童1人1月4,500円以内であるものを、1人1月6,000円以内に改めるとともに、学校の長期休業期間中の8月分の手数料につきましては、8,000円以内とするものであります。

これにより、現在の放課後児童健全育成事業運営費の4分の1程度の保護者負担金が3分の1程度となるというふうに見込んでおります。

また、以内規定とする理由につきましては、幸田町手数料徴収条例において限度額を定めたものに係る手数料を定める規則において、放課後児童健全育成事業手数料につきましては、1月の利用日数が11日を超える者については1月4,500円を、10日以下の者につきましては半額である2,250円としていることから、引き続きこの以内規定を設けることによりまして、改正後においては、利用日数を10日以下の利用の少ない者については、3,000円を8月分については4,000円とするものであります。

さらに、今回の改正にあわせて、幸田町放課後児童クラブ運営規程において、生活保護世帯、ひとり親世帯（幸田町遺児家庭扶助費受給者）における利用料の減免規定を設けることにより、保護者負担の軽減を図ることやさらにサービス向上の一つとして、利用時間の延長をしていくことを考えております。

施行期日は、平成29年4月1日からでございます。

なお、経過措置といたしまして、放課後児童クラブ手数料の徴収は、月の利用日数に応じて、翌月徴収をするため、今回の改正規定の内容については、平成29年4月1日以降に放課後児童クラブを利用した者に適用することを附則第2項で規定するものでございます。

議案関係資料につきましては、37ページから38ページでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案書27ページをお願いいたします。

第60号議案 幸田町農業委員会の委員及び幸田町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴い、必要があるからでございます。

本条例の概要であります。第1条におきましては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項に規定する条例で定める幸田町農業委員会の委員の定数を14人に定めております。

第2条におきましては、農業委員会等に関する法律第18条第2項に規定する条例で定める幸田町農地利用最適化推進委員の定数を8人に定めております。

附則第1項において、施行期日を現に在任する幸田町農業委員会の委員の任期満了の日であります、平成29年7月29日の翌日と定めております。

また、幸田町農業委員会の選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日の翌日となります。

附則第2項において、幸田町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年幸田町条例第4号）を廃止しております。

附則第3項において、幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年幸田町条例第4号）の別表の農業委員会の委員の項の次に、農地利用最適化推進委員の報酬の額を月額1万1,000円と加えております。

議案関係資料は、39ページから40ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書29ページでございますけれども、第61号議案 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、給水人口及び1日最大給水量の変更に伴い、必要があるからでございます。

改正の主な概要につきましては、給水人口を4万400人から4万2,400人に。1日最大給水量を1万8,800立方メートルから1万6,800立方メートルに改正するものでございます。

これは、地方公営企業法により、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならないと規定されておまして、幸田町の人口の伸びるに従い、年度内には4万400人を超える見込みとなりました。そこで今回は、10年後の平成38年度を目標として、改正するものでございます。

施行期日は、平成29年1月1日からであります。

議案関係資料は、41ページから42ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書31ページをお開きいただきたいと思います。

第62号議案 幸田町下水道条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、下水道使用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要は、下水道事業経営の健全化を図るため、別表のとおり使用料を改めるものであります。その農業集落家庭排水処理施設使用料も同様でございます。

使用料の額は、排出量区分のみで従量使用料であったものを、基本使用料と従量使用料の合計とし、その区分及び単価を改めるものであります。

下水道使用料改定の影響額は、平成27年度で2億4,882万1,000円に対し2,

655万9,000円、約11%の上昇となります。

施行期日は、平成29年4月1日からであります。

なお、経過措置といたしましては、改正後の使用料額の規定は、平成29年5月以後の月分の使用料について適用し、平成29年4月までの月分の使用料につきましては、従前の例によるものでございます。

議案関係資料は、43ページから44ページでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案書33ページでございます。

第63号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、農業集落家庭排水処理施設使用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要は、農業集落家庭排水処理事業経営の健全化を図るため、別表のとおり下水道と同様に使用料を改め、その他字句の整理を行うものであります。

使用料の額は、排出量区分のみで従量使用料であったものを、基本使用料と従量使用料の合計とし、その区分及び単価を改めるものであります。

使用料改定の影響額は、平成27年度で8,659万1,000円に対し936万5,000円、約11%の上昇となります。

施行期日は、平成29年4月1日からであります。

なお、経過措置としまして改正後の使用料の額の規定は、平成29年5月以後の月分の使用料について適用し、平成29年4月までの月分の使用料については、従前の例によるものであります。

議案関係資料は、45ページから46ページでございますので、御参照いただくようお願いいたします。

以上で、単行議案につきましては終わらせていただきます。

続きまして、補正予算関係の3件の議案につきましての説明をさせていただきますので、別冊の補正予算関係資料をごらんいただきたいと存じます。

初めに、第64号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補正予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。また、議案関係資料につきましては、47ページから50ページでございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

第1条の歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ1億3,121万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,251万9,000円とするものでございます。

また、第2条の繰越明許費につきましては、4ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表のとおり、国の経済対策として実施される臨時福祉給付金給付事業につきまして、申請期限が4月以降にずれ込み、今年度内の完了が見込めないため、7,207万2,000円を限度額として繰越明許をお願いするものでございます。

それでは、補正内容について順次説明させていただきます。

まず歳入につきましては、補正予算の説明書の8ページをお願いいたします。

55款国庫支出金につきましては、先ほど繰越明許をお願いいたしました、住民税非課税者を対象とした臨時福祉給付金給付事業費補助金を追加するものでございます。

また、県による予算配分の見直しにより、認定こども園施設整備交付金と保育所等整備交付金をそれぞれ60款県支出金に組みかえをし、減額するものであります。

また、私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、補助金額の確定に伴い、追加するものでございます。

次に、60款県支出金につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、55款国庫支出金からの組みかえにより、子育て支援対策基金事業費補助金として、新たに計上するものでございます。

次に、70款寄附金につきましては、平成10年度から27年度にかけて、相見地区におきまして土地区画整理事業を実施し、解散をされました幸田相見特定土地区画整理組合から寄附を受けたことにより、都市計画事業費指定寄附金を新たに計上するものであります。

次に、75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、全体を調整するものであります。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページをお願いいたします。

まず、各款にわたりまして職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その主な内容といたしましては、人事異動によるものとなっております。詳細につきましては、16ページの補正予算給与費明細書のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、次に、10ページにお戻りいただきたいと思いますが、まず20款民生費につきましては、社会福祉費におきまして、先ほど歳入において説明をいたしました、国の経済対策として実施される臨時福祉給付金給付事業として、システム改修委託料、給付金等を追加するものでございます。

老人福祉費におきましては、介護保険事業にて、平成30年度からの3カ年を計画期間として策定する、第7期介護保険事業計画の事前アンケート等実施のための委託料を新たに計上するものでございます。

児童福祉費におきましては、認定こども園施設整備補助金につきまして、幼稚園部分の設計費加算が補助対象から外れたことに伴い、減額するものでございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと存じます。

45款土木費につきましては、都市計画費におきまして、後ほど説明をさせていただきます、下水道事業特別会計における職員の人件費の追加に伴い、下水道事業特別会計への繰出金を追加するものでございます。

次に、55款教育費につきましては、教育総務費におきまして、私立幼稚園就園奨励費補助金の財源である国庫支出金が追加されることにより、一般財源を同額減額し、財源更正をするものでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。

70款諸支出金につきましては、財政調整基金費におきまして、財政調整基金を追加し、今後の健全な財政運営に備えるものでございます。

以上が、平成28年度幸田町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、第65号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算書17ページをお開きいただきたいと存じます。議案関係資料につきましては、51ページからあわせてごらんいただきたいと存じます。

今回の補正は歳出のみで、また歳出予算の総額に変更はございません。

補正予算説明書20ページをお開きいただきたいと存じます。

補正の内容といたしましては、保険給付費におきまして、給付実績に伴い、介護サービス等諸費、高額介護サービス等諸費及び特定入所者介護サービス費をそれぞれにおいて、過不足分の調整を行うものでございます。

以上が、平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、第66号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。説明をさせていただきますけれども、補正予算書23ページをお開きいただきたいと存じます。議案関係資料につきましては、52ページでございます。

歳入歳出それぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,626万7,000円とするものでございます。

補正予算説明書では30ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入につきましては、一般会計繰入金を追加し、収支を調整するものでございます。

次は32ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出につきましては、人事異動に伴う職員の人件費として、給料、職員手当等、共済費をそれぞれ追加するものでございます。

以上が、平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

以上、平成28年度の第4回幸田町議会定例会に提案させていただきます単行議案7件、補正予算3件についての提案理由の説明をさせていただきました。慎重に御審議の上、全議案御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局に提出をお願いいたします。

本日は、これにて散開といたします。

次回は、12月5日月曜日、午前9時から再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、10時45分から第1委員会室にて開催をいたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

大変御苦労さまでした。

散会 午前10時37分